

太田市藪塚まつり実行委員会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藪塚まつりを通して市民に安らぎ及び潤いを与え、かつ、地域の活性化に努めることを目的に藪塚まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する藪塚まつり事業（以下「事業」という。）に要する経費の一部に対し予算の範囲内で太田市藪塚まつり実行委員会補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金などに関する規則（平成十七年太田市規則第76号）に定める物の他、必要な事項を定める物とする。

(補助金の対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、事業に要する経費のうち、準備費、設備費、イベント費及び事務費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(書類の整備等)

第4条 補助金の交付を受けた実行委員会は、事業にかかる収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第5条 この要項の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。

(この要項の失効)

2 この要項は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要項の失効の際現に補助金の交付を受けた実行委員会については、第4条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要項は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年3月31日から施行する。